

平成 23 年 5 月 11 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007 ～ 2010

課題番号：19730096

研究課題名 (和文) 知的財産法における間接侵害の総合的研究

研究課題名 (英文)

Indirect Infringement in Intellectual Property Law

研究代表者

上野 達弘 (UENO TATSUHIRO)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：80338574

研究成果の概要 (和文)：

著作権法上の間接侵害に関して、比較法的小よび民法学からの観点から研究を進めた結果、当初計画以上の総合的検討を深めることができ、2011年に出された2つの最高裁判決を含む重要な裁判例とこれらをめぐる議論の展開に貢献することができた。その成果は、解釈論としてはもちろんのこと、立法論としても展開する予定であり、すでに論文や学会発表あるいは立法政策への貢献という形で具体化しはじめている。

研究成果の概要 (英文)：

I accomplished a great deal of study with regard to an indirect infringement in Copyright Law, by examining the discussion from the perspective of comparative law and civil law, while there has been a comprehensive discussion especially over two decisions of the Supreme Court in 2011. I have already produced and am producing a visible result of my study in the field of interpretation and legislation.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,100,000	630,000	3,730,000

研究分野：知的財産法

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権法、間接侵害、カラオケ法理、差止請求、幫助

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始(平成19年)当時、すでにP2Pファイル交換サービス提供者に関する「ファイルログ事件」(東京地中間判平成15年1月29日判時1810号29頁)や、集合住宅向けハードディスクビデオレコーダシステムに関する「選撮見録事件」(大阪

地判平成17年10月24日判時1911号68頁)などの裁判例が登場し始めており、いわゆるカラオケ法理の著作権法上の間接侵害について議論が高まり始めていた。

また、これを受けて文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においても、著作権法上の間接侵害に関して立法的対応を

模索する動きも始まろうとしていた（とりわけ司法救済ワーキングチーム）。

したがって、この問題をめぐる議論は盛り上がり始めていたものの、その議論は混迷を極め、解釈論も立法論も明確な方向性を見だせていない状況であった。

## 2. 研究の目的

そこで、本研究は、著作権法上の間接侵害について網羅的かつ総合的に検討し、これを基礎として、現行法を前提とした解釈論はもちろんのこと、将来の立法論についても具体的な方向性を模索することを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

具体的には、まずわが国における議論の再整理を行った上で、間接侵害の基礎であるはずの差止請求の一般的理論や民法上の物権的請求権をめぐる議論、さらには同様の問題を抱える外国法の議論を中心として総合的に検討するという方法がとられた。

具体的には、民法上の物権的請求権については内外の議論についてさまざまな観点から検討を行うとともに、ドイツ・アメリカ・イギリスといった外国法におけるそれぞれの立法例とこの問題をめぐる裁判例や議論を研究するというものである。

その上で、あわせて著作権法だけでなく、他の知的財産法（すなわち特許法や商標法）における間接侵害との関係についても検討することによって、知的財産法の全体における間接侵害に関する総合的研究を進展させるといった方法がとられたのである。

## 4. 研究成果

以上のような研究の結果、非常に大きな成果が得られた。

予定した上記のような研究内容を実現できたのはもちろんのこと、本研究を実施した4年間というのは、本研究テーマである著作権法上の間接侵害という問題が、学界においても、実務においても、常に最重要論点として極めて盛んな議論が繰り広げられ続けた時期であったことは本研究にとっても幸運なことであった。

たとえば、この間、東京地判平成19年5月25日〔MYUTA事件〕、知財高判平成22年9月8日〔TVブレイク事件〕、最三小判平成23年1月18日〔まねきTV事件〕、最一小判平成23年1月20日〔ロクラクⅡ事件〕といった極めて重要な判決が続き、その都度こうした判決をめぐって学界も実務も議論が盛り上がった。

とりわけ、日本のテレビ番組を海外で視聴できるようにするサービスをめぐって多数の事件が訴訟となった。たとえば、ロクラク

Ⅱ事件においては、サービス提供者に対して放送局が著作権等の侵害を理由とする差止請求を行ったところ、地裁はサービス提供者の責任を肯定したのに対し（東京地判平成20年5月28日）、知財高裁は、地裁判決を取り消して、放送局側の請求を棄却したが（知財高判平成21年1月27日）、その後、最高裁は知財高裁の判決を破棄し、これを知財高裁に差戻したのであり（最一小判平成23年1月20日）、このようなダイナミックな展開は、わが国の著作権法史上最大といつてよいほどの大きな話題を呼んだのである。

本研究の最終段階に至るまでこうした新しい動向が続き、本研究期間を通じて極めて華々しい議論が展開されたことは、本研究の深化に寄与したのみならず、本研究もそうした議論の展開を促すことに貢献したものと認識している。

さらに、こうした動向は日本だけにとどまらなかった。研究期間中に研究代表者が在外研究していたドイツにおいても、2010年5月12日に連邦通常裁判所（BGH）がワイヤレスLANをめぐる事件でいわゆる「妨害者責任」を肯定する判決を出し、これをめぐってドイツでも幅広い議論が今も続いている。こうした議論にリアルタイムで接することができたのは、本研究にとっても幸運なことであった。

このように、本研究は、国内・国外ともに極めてタイミングのよい時期に、まとまった時間をとって総合的な検討を進めることができたのである。本研究が大きな成果を得ることができたのはそのような背景によるところも大きいといえよう。具体的には現在発表を進めているところであるが、おおむね下の通りである。

まず、解釈論における成果についてである。すなわち、わが国の現行著作権法112条を中心とする規定に関して、本研究の結果、さまざまな有益な示唆を得ることができた。ちょうど2010年には、東京大学の大淵哲也教授による論考（大淵哲也「著作権侵害に対する救済（1）（2）——著作権の間接侵害（1）（2）」法学教室356号142頁、360号137頁〔2010年〕）が発表され、本問題に対する理論的検討が佳境を迎えつつある段階にあつて、本研究においても、この研究期間全体の蓄積を基礎として、こうした解釈論についての検討を深めることができたと考えている。そこでは、とりわけ従来「カラオケ法理」といわれていた理論ないし判例法理に関して、その経緯や意義をはじめ、民法学や比較法の観点から問題点を総合的に分析することができ、これをあらためて批判的に検討することができた。

他方、立法論における成果についてである。

具体的には、わが国の現行著作権法112条および113条の改正の方向に関して有意義な知見を得たと考えている。そこでは、海外の立法例はもちろんのこと、わが国の国内法についても、著作権法だけにとどまらず知的財産法全体の観点からの検討が必要かつ有用であるところ、そうした点からしても総合的な立法論が模索できたと考えている。

以上のような研究成果は、今後、複数の論文で発表していくのはもちろんのこと、これに加えて学会や研究会でも精力的に発表していく。すでに、2011年5月23・24日に開催されたマカオIPセミナー「知的財産権の間接侵害」(Consumers, Facilitators, and Intermediaries: IP Infringers or Innocent Bystanders?)において、この問題に関して、各国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、韓国、日本)からそれぞれの研究者から報告がなされたところ、本研究代表者は、わが国における著作権の間接侵害の最新状況について講演した。ここでは、本研究の成果を発表することができたほか、諸外国の研究者と議論することができ、わが国では最高裁判決によって著作権侵害とされたテレビ番組録画サービスについて、ドイツだけではなく、シンガポールなどにおいてはこれを適法とした裁判例があるなどの国際的な議論がなされ、わが国の客観的・相対的な位置づけがより明確になった貴重な機会であった。そのほか、2011年8月5日知的財産判例研究会(主催:財団法人比較法研究センター)における講演など、本研究の成果を発表する機会がさまざまに用意されている。

さらに、立法論に関しても、政府における立法政策に積極的かつ具体的に関与し、社会貢献を実現していく予定である。具体的には、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に設置されている司法救済ワーキングチームが、2011年も議論を継続することとなっており、設置当初からチーム員であった研究代表者もこれに参画することになっており、いよいよ具体的な立法政策を進めていくことになるのである。

このように、本研究の成果は、一方でアカデミックな理論研究である反面、これにとどまらず、現実世界において喫緊の課題となっている本問題について、解釈論および立法政策に具体的な関与をしていくものであり、これを通じて社会貢献を展開するものであると自負している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計13件)

① 上野達弘「応用美術の法的保護 —— 著作権保護の正当化根拠としての『創作的表現』をめぐる一考察 ——」著作権研究36号〔2009年度版〕(2010年)85頁(査読有)

② Tatsuhiko Ueno, Rethinking the Provisions on Limitations of Rights in the Japanese Copyright Act -Toward the Japanese-style "Fair Use" Clause-, 07/2009 AIPPI Journal 159-201 (2009) (査読有)

③ 上野達弘「著作者複数の場合における権利行使」法学教室351号117頁(2009年)(査読有)

④ 上野達弘「著作権に関する契約」法学教室350号116頁(2009年)(査読有)

⑤ 上野達弘「未承認国の著作物と不法行為—北朝鮮事件—」L&T45号60頁(2009年)(査読有)

⑥ 上野達弘「ドイツ法における翻案 —— 『本質的特徴の直接感得』論の再構成 ——」著作権研究34号〔2007年度版〕28頁(2008年)(査読有)

⑦ 上野達弘「時代の流れと著作権法」ジュリスト1361号56頁(2008年)(査読有)

⑧ 上野達弘「ドイツ著作権法における保護期間に関する一考察」『現代社会と著作権法』齊藤博先生御退職記念論集(弘文堂、2008年)33頁(査読無)

⑨ 上野達弘「総論——シンポジウム『権利制限』の趣旨——」著作権研究35号〔2008年度版〕2頁(2008年)

⑩ 上野達弘「著作権法における『間接侵害』」ジュリスト1326号75頁(2007年)(査読有)

⑪ 上野達弘「著作物性(2)各論(1)」法学教室323号156頁(2007年)(査読有)

⑫ 上野達弘「著作物性(1)総論」法学教室319号160頁(2007年)(査読有)

⑬ 上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討 —— 日本版フェア・ユースの可能性 ——」コピライト560号2頁(2007年)(査読有)

[学会発表] (計4件)

① Tatsuhiko Ueno, A General Clause on Limitations of Copyrights: Recent Discussions on a Japanese-style "Fair Use" Clause, (02.22.2011, Asia Roundtable at Max-Planck-Institute, Munich)

② 上野達弘「応用美術の保護」(2009年5月16日著作権法学会@一橋記念講堂)

③ 上野達弘「総論——シンポジウム「権利制限」の趣旨——」(2008年5月24日著

著作権法学会@一橋記念講堂)

④上野達弘「ドイツ法における翻案」(2007年5月26日著作権法学会@一橋記念講堂)

〔図書〕(計3件)

①島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』(有斐閣、2009年)68～124頁、248～282頁(共著)

②Silke von Lewinski (ed.), Copyright Throughout the World (Thomson/West, 2008) pp. 22-1～22-75(共著)

③牧野利秋・飯村敏明・三村量一・末吉互・大野聖二編著『知的財産法の理論と実務第4巻著作権法・意匠法』(新日本法規、2007年)91～107頁(共著)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.rikkyo.ne.jp/web/uenot/index.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

上野 達弘 (UENO TATSUHIRO)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：80338574

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし